

インターバンク市場取引要綱 平成30年4月改訂箇所

○1 ページ（文言の削除）

また、市場インフラ面では、~~短資取引担保センター（1995年9月）~~や短資取引約定確認システム（2001年1月）などの整備も図られている。

こうした中で、インターバンク市場における取引の透明性、公平性について向上を図るとともに、実際に取引を行うに当たって市場参加者に認知された取引ルールや慣行を遵守することについて重要性が一段と強まっている。~~状況に鑑み、短資協会では、従来の「インターバンク市場取引要綱（以下「本要綱」）」について、このほど見直しを行うこととした。本要綱においては、RTGS化移行の下で新たに加わった慣行も含め、インターバンク市場における一般的な取引慣行を明らかにするとともに、市場取引の円滑な遂行、市場参加者間のトラブル発生防止等にも資するべく、本要綱の末尾にインターバンク市場取引用語の解説を付すこととした。~~

○6 ページ（文言の削除）

- (5) 取引において担保品の授受関係を明らかにするための受領印の捺印については、短資協会所定の「授受簿」（1993年2月制定）を使用して行うこととする。~~但し、担保品の授受において短資取引担保センターを利用する場合、「短資取引担保センター運営規則」（2003年3月改訂）に基づいて行うものとする。~~

○14 ページ（文言の削除および追加）

5. 担保関係

~~短資取引担保センター~~

~~インターバンク市場における有担保コール取引、手形売買取引に伴う担保品の授受を現物の移動ではなく、帳簿上の振替によって行うことを目的として設立された機構。運営の主体は短資協会。短資協会と参加者の間で担保品の寄託契約を行い、それによって寄託を受けた担保品現物は、日本銀行金庫に保護預かりとして集中保管される。取引発生に伴う担保品の移動は、短資取引担保センターにおける市場参加者間の帳簿上での振替により行われる。1995年9月18日設立。2002年9月からは短資会社から委託を受けて手形、証券類等の共同受渡業務も行っている。~~

【追加】・短資取引共同受渡センター

2002年9月から短資会社の委託を受けて、短資協会において手形、証券類等の共同受渡業務を行っている。